第	3	餠	退	(出	£	业
\rightarrow	. ,	RH	11	I H X .	т.	\neg

(1) 退職手当(条例第2条の3)

退職手当額 = 退職日給料月額 × 退職事由別・勤続年数別支給率 + 調整額 基本額

- (2) 算定基礎給料月額(条例第3条)
 - ① 退職の日の給料月額 退職の日の給料月額が退職手当算定基礎給料月額となる。
 - (イ) 日額者の場合、日額の21日分をもって給料月額とする。
 - (ロ) 時給者の場合、時給額に7.75を乗じ(1円未満切捨て) その額の21日分をもって給料月額とする。
 - (ハ) 給料の調整額、教職調整額及び管理監督職勤務上限年齢調整額のある場合には、調整額を加算 した額
 - (二) 休職、停職、減給、育児休業その他の事由により給料の一部又は全部を支給されていない場合 には、本来支給されるべき給料月額
 - (ホ) 退職手当の算定基礎給料月額には、平成18年4月1日及び平成27年4月1日施行の国家公務員給与法の俸給表改定に伴う給料月額の減額改定による経過措置として支給された差額に相当する額を含めない。(附則第12項)

(3) 退職事由区分

一般職の退職

- ① 自己都合等(自己都合及び懲戒免職等)、任用期間満了
 - (イ) その者の都合等又はフルタイム会計年度任用職員で任用期間満了により退職した者
 - (ロ) 当分の間、旧定年年齢に達した日以降、その者の非違によることのない自己都合退職者を除く。
 - (ハ) 適用条項
 勤続42年以下(条例第3条)

 # 43年以上(条例第5条)

(二) 減額規定

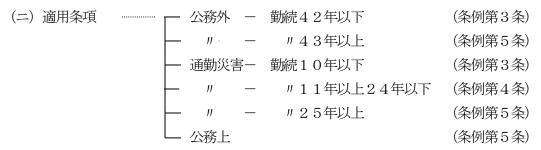
П

I 自己都合等の勤続期間19年以下の者(条例第3条第2項)

勤続期間	1年以上10年以下	$\frac{60}{100}$
勤続期間	11年以上15年以下	$\frac{80}{100}$
勤続期間	16年以上19年以下	$\frac{90}{100}$
フルタイム会	計年度任用職員(附則第3項)	
勤続期間	6月以上 1年以下	$\frac{50}{100}$

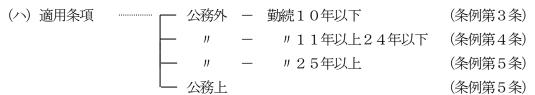
② 傷病

- (イ) 傷病の程度が厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級(46、47頁参照)の状態 で退職した者
- (ロ) 上記(イ)の認定は医師が行い、診断書にその旨を記載しなければならない。(45頁参照)
- (ハ) 公務上の傷病(死亡も含む。)、通勤災害傷病による退職の場合は、地方公務員災害補償法第45条の規定に基づく公務災害の認定の写を提出しなければならない。



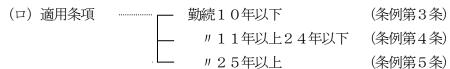
③ 死亡

- (イ) 死亡により退職した者
- (ロ)請求は遺族



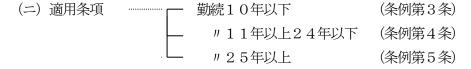
④ 任期満了

(イ) 任期付職員及び臨時的任用職員で任期満了により退職した者



⑤ 定年

- (イ) 定年により退職した者(定年年齢以上の退職者も含む。)
- (ロ) 当分の間、旧定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく自己都合退職した場合は、 その者が定年退職した場合と同じ条項を適用する。
- (ハ) フルタイム会計年度任用職員は除外



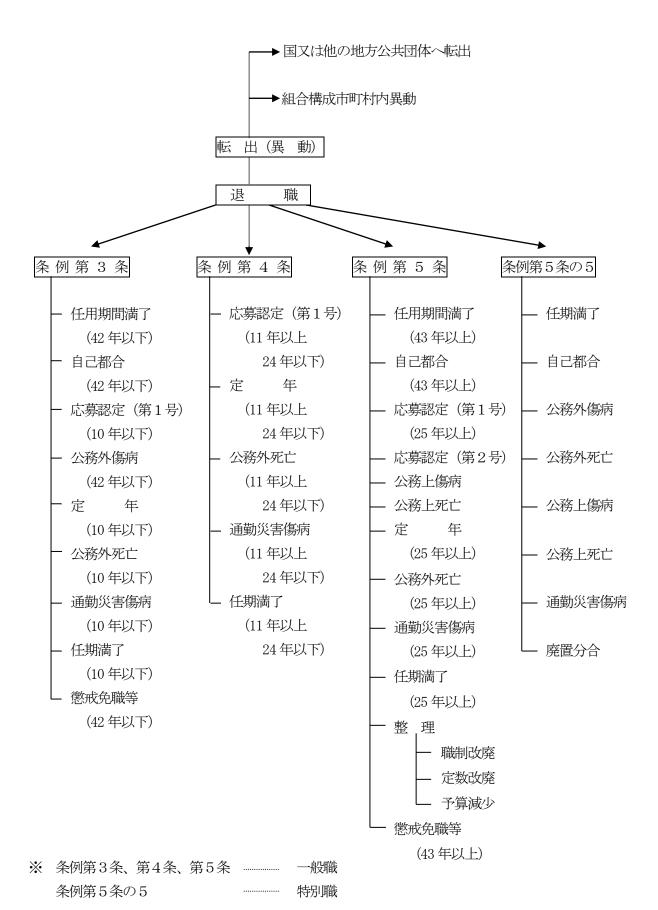
⑥ 局	· 募認定(第	1号)			
(1)	職員の年齢	別構成の適	正化を図ることを目的と	、、定年から20年を洞	はじた年齢以上の年齢で
ŧ	っる職員を対	象として行	う募集に応募し認定を受け	ナ退職した者(※ 当分	か問、旧定年年齢から
1	5年を減じ	た年齢以上	の職員を対象とする。)		
(口)	フルタイム	会計年度任	用職員は除外		
(>\)	適用条項		勤続10年以下	(条例第3条)	
		_	# 11年以上24年J	以下 (条例第4条)	
		. L	# 25年以上	(条例第5条)	
⑦ 质	ぶ 募認定(第	2号)			
(1)	勤務公署の	移転を円滑	に実施することを目的と	、 勤務公署に属する職	損を対象として行う募
身	美に応募し認	定を受け退	職した者		
(口)	フルタイム	会計年度任	用職員は除外		
(\nearrow)	適用条項			(条例第5条)	
⑧ 期	芝 理				
(1)	職制若しく	は定数の改	廃又は予算の減少により記	退職した者	
(口)	フルタイム	会計年度任	用職員は除外		
(>\)	適用条項			(条例第5条)	
*	上記全ての	退職事由区	分に83. 7/100の調	整率あり。	
特別雕	機の退職				
(1)	任期満了又	は任期中途	で退職した者		

- (ロ)傷病、死亡退職については②、③と同じ。
- (ハ) 適用条項 (条例第5条の5)
- (二) 割増規定(条例第5条の5第2項及び第3項)

Ţ	自己都合、任期満了		,
	公務外傷病、公務外死亡、通勤災害傷病	$\frac{125}{100}$	_
Ш	公務上傷病、公務上死亡、組合市町村等	Fの廃置分合) -)

※ 市町村等の廃置分合による退職の場合は、48月(任期が3年の場合は36月)で計算して得 た額を限度とする。

条項別退職事由一覧表

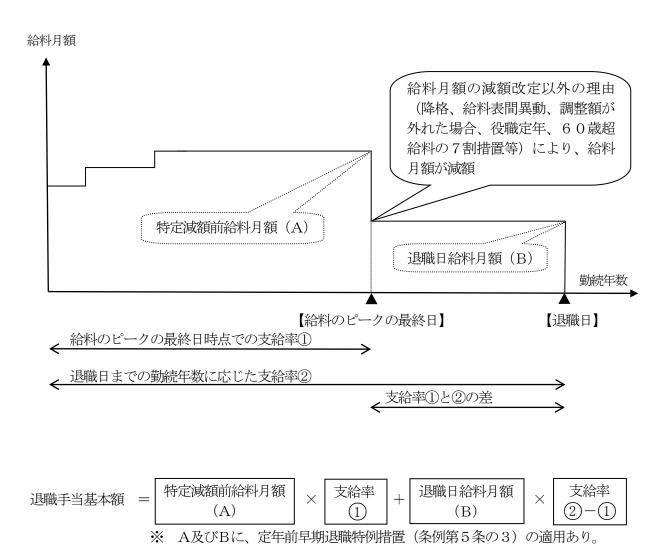


(4) 基本額の算定方法の特例(条例第5条の2)

基礎在職期間中に、給料月額の減額改定以外の理由(降格、給料表間異動、調整額が外れた場合、 役職定年、60歳超給料の7割措置等)により、その者の給料月額が減額された場合において、特 定減額前給料月額(当該理由により減額がなかったものとした場合の給料月額のうち最も多いもの) が退職日給料月額よりも多い場合には、退職手当の基本額の算定方法の特例を適用する。

※ 平成18年4月1日 (施行日) 以前の降格等による給料月額の減額は、条例の対象としない。 (平成18年附則第6項)

< 基本額の算定方式の特例のイメージ >



〔例1〕給料のピークの最終日時点で勤続年数が35年となり、65歳まで勤務し、定年退職した場合

特定減額前給料月額(A) 389,800円

退職日給料月額(B) 272,900円(7割措置後の給料月額)

退職手当支給率① 47.709 (勤続年数35年)

② 47.709 (勤続年数40年)

退職手当基本額 = 389,800 円 × 47.709 + 272,900 円 × (47.709 - 47.709)

= 18,596,968.2

+ 0 = 18,596,968 (1円未満切捨て)

定年退職・応募認定退職等の場合、勤続年数35年以上であれば支給率は上限に達し変わらない ため給料のピークの最終日時点で勤続年数35年に達していればいつ退職してもゼロとなる。

→ 退職手当基本額は変わらない

[例2] 給料のピークの最終日時点で勤続年数が25年となり、65歳まで勤務し、定年退職した場合

特定減額前給料月額(A) 389,800円

退職日給料月額(B) 272,900円(7割措置後の給料月額)

退職手当支給率① 33.27075 (勤続年数25年)

② 40.80375 (勤続年数30年)

退職手当基本額 = 389,800 円 × 33.27075 + 272,900 円 × (40.80375 - 33.27075)

= 12,968,938.35

2, 055, 755. 7

= 15,024,694

(1円未満切捨て) 給料のピークの最終日以降の勤続期間に応じて増額となる。

(5) 定年前早期退職特例措置(条例第5条の3)

定年に達する日から6月前までに退職した者で、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上である職員が応募認定、整理及び公務上の傷病・死亡により退職する場合に退職手当の算定となる基礎給料月額を特例給料月額とする。

※ 特例給料月額の割増率は、当分の間、定年引上げ前の制度下で対象とされていた年齢と割増率 を維持する。ただし、定年年齢の引上げを受けた職員が旧定年年齢1年前に応募認定退職等をし た場合の割増率は3%(旧2%)とする。旧定年年齢以上の年齢で、新定年年齢到達前に公務上 死傷病退職等した場合の割増率は、一律2%となる。

定年前早期退職特例措置の加算割合(旧定年年齢が60歳の職員の場合)

年齢	45	46	47		57	58	59	60	61	62	63	64	65
退職事由	歳	歳	歳	•••	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
応募認定退職 (65歳定年退職)	45%	42%	39%		9%	6%	3%	0%	0%	0%	0%	0%	定年 (0%)
公務上死傷病退職等 (65歳定年退職)	45%	42%	39%		9%	6%	3%	2%	2%	2%	2%	2%	定年 (0%)

特例給料月額 = 退職日の給料月額 × {1+(3%×旧定年までの残年数)}

※ 定年年齢が引き上がった職員のみ

定年前早期退職特例対象(旧定年年齢60歳・新定年年齢65歳)の場合

基本額=特定減額前給料月額×{1+3%×(旧定年年齢-退職年齢)} ×減額日前日までの勤続期

間に応じた支給率+退職日給料月額×{1+3%×(旧定年年齢-退職年齢)) ×(退職日ま

での勤続期間に応じた支給率一減額日前日までの勤続期間に応じた支給率

• 例(応募認定(第1号)退職)

生年月日 昭和44年9月10日 (54歳)

就職年月日 平成 3年4月 1日

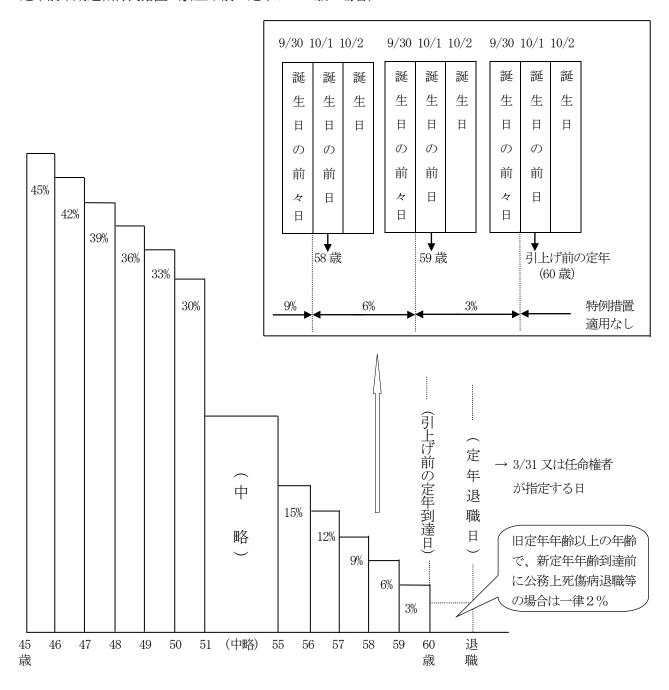
退職年月日 令和 6年3月31日 勤続年数33年

特定減額前給料月額 406,000円(令和5年3月31日)

退職日給料月額 401,400円

 $406,000 \exists \times \{1+3\% \times (60-54)\} \times 43.81695 + 401,400 \exists \times \{1+3\% \times (60-54)\}$

× (45. 32355-43. 81695) = 21,705,428円 (1円未満切捨て)



- (6) 退職手当の最高限度額
 - ① 給料月額が減額した場合の特例を適用しない場合
 - (イ) 定年前早期退職特例対象外の場合(条例第6条) 退職日給料月額×60
 - (ロ) 定年前早期退職特例対象(旧定年年齢60歳・新定年年齢65歳)の場合(条例第6条、第6条の3)

退職日給料月額×{1+3%×(旧定年年齡-退職年齡)}×60

- ② 給料月額が減額した場合の特例を適用した場合
 - (イ) 定年前早期退職特例対象外の場合(条例第6条の2)

- I 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60以上の場合 特定減額前給料月額 ×60
- Ⅱ 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60未満の場合

特定減額前給料月額 × 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率 + 退職日給料月額

×(60- 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率)

- (ロ) 定年前早期退職特例対象(旧定年年齢60歳・新定年年齢65歳)の場合(条例第6条の2、 第6条の3)
 - I 減額日前日までの勤続期間に応じた支給率が60以上の場合特定減額前給料月額×{1+3%×(旧定年年齢-退職年齢)}×60
 - Ⅱ 減額目前日までの勤続期間に応じた支給率が60未満の場合

特定減額前給料月額×{1+3%×(旧定年年齢-退職年齢)}×減額日前日までの勤続期間 に応じた支給率 + 退職日給料月額 ×{1+3%×(旧定年年齢-退職年齢)}×(60-減額

日前日までの勤続期間に応じた支給率)

※ 条文上は、給料月額の60ヶ月分となっておりますが、昭和57年附則第5項及び第6項、平成15年附則第4項により給料月額の47.709ヶ月分になります。

(7) 調整額 (条例第6条の4)

職の職制上の段階、職務の級その他職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して定める区分に応じて調整月額を定め、職員の基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとの調整月額の高い方から60月分の合計額を調整額として、基本額に加算する。

区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号
調整月額	59,550円	54, 150円	43, 350円	32,500円	27, 100円	21,700円	0円

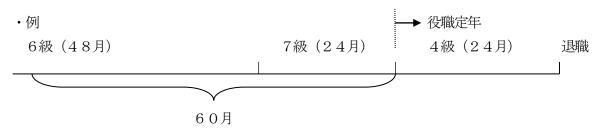
〈給料表ごとの調整額算定上の区分〉

平成18年4月1日~

区分	調整月額	行(一)	行(二)	公安(一)	医療(一)	医療(二)	医療(三)		
第1号	59,550円	8級	級	級	級	級	級丿		
第2号	54, 150円	7							
第3号	43, 350円	6		行(一) る	を基準に各下	市町村等			
第4号	32,500円	5		の規則で	の規則で定める				
第5号	27, 100円	4							
第6号	21,700円	3							
第7号	0円	2 1							

平成8年4月1日~平成18年3月31日

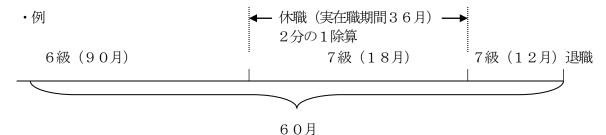
区分	調整月額	行(一)	行(二)	公安(一)	医療(一)	医療(二)	医療(三)
第1号	59,550円	10級	級	級	級	級	級
第2号	54, 150円	9					
第3号	43, 350円	8		行(一) 8	を基準に各市	市町村等	
第4号	32,500円	7		の規則で			
第5号	27, 100円	6					
第6号	21,700円	5 4					
第7号	0円	3 2 1					



職務の級の高い方から60月=7級24月+6級36月

調整額 54,150円×24月+43,350円×36月=2,860,200円

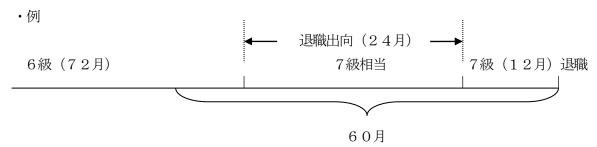
① 退職手当条例第7条第4項に規定する「現実に職務をとることを要しない期間」について除算を行った後の在職期間について勘案する。(条例第6条の4第1項)



職務の級の高い方から60月=7級30月+6級30月

調整額 54,150円×30月+43,350円×30月=2,925,000円

② 職員以外の公務員、特定一般地方独立行政法人等役員及び特定法人役職員としての在職期間については、規則で定めるところにより、職員として在職していたものと見なして退職手当の調整額の算定対象とする。(条例第6条の4第2項)



職務の級の高い方から60月=7級36月+6級24月

調整額 54,150円×36月+43,350円×24月=2,989,800円

- ③ 自己都合等退職者以外のもので勤続期間が1年以上4年以下のものは、職員の区分に応じて計算 した額の2分の1に相当する額(条例第6条の4第4項第1号)
- ④ 自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のものは、零(条例第6条の4第4項第2号)
- ⑤ 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のものは、職員の区分に応じて計算した額の2分の1に相当する額(条例第6条の4第4項第3号)
- ⑥ 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のものは、零(条例第6条の4第4項第4号)
- ⑦ 調整額の算定の対象期間は、平成8年4月1日以後の期間とする。(平成18年附則第7項)
 - ※ 当分の間、旧定年年齢に達した日以降、その者の非違によることのない自己都合退職者については、条例第6条の4第4項第3号及び第4号の規定は適用しない。

(8) 早期退職募集制度(条例第8条の3)

① 定年前に退職する意思を有する職員の募集

第1号-職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集(※当分の間、旧定年年齢から15年を減じた年齢以上の職員を対象とする。)

第2号-勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、勤務公署に属する職員を対象として行う募集

② 早期退職募集制度の流れ

早期退職者の募集

任命権者が、募集対象者全員に募集実施要項や必要な方法(認定制限基準)を周知して 募集開始

- 年齢、職位、勤務部署その他募集の対象範囲を特定する事項
- 募集期間
- 募集人数
- ・退職すべき期日又は期間
- その他必要事項

応募

応募や応募の取下げは職員の自発的な意思によるもので、任命権者は、これらを強制してはならない。

認定及び不認定

任命権者は、認定又は不認定の決定

・公務運営上必要な人材の場合等には認定しないことができる

通知知

任命権者は、認定又は不認定の通知書を交付

退職(応募認定退職)

任命権者の指定した日(退職すべき期日)に退職

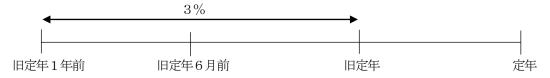
- (9) 定年年齢引上げに伴う措置(附則第14項~第22項)
 - ① 当分の間、旧定年年齢に達した日以降、その者の非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額の支給率については、その者が定年退職した場合と同率とする。(附則第14、15項及び運用方針第3条第2項関係)
 - ※ ただし、旧定年午齢が65歳以上の職員を除く。(附則第16項)
 - ② 定年の引上げに伴う特定日における給料月額の減額は特定減額前給料月額に含まれる。(附則第17項)
 - ③ 当分の間、応募認定退職の場合の割増期間は、旧定年年齢から15年を減じた年齢から旧定年年齢に 達する日の6月前までとする。(附則第18、20項)
 - ※ ただし、その者の退職時に定められている定年年齢が旧定年年齢を超えている場合の割増期間は、 旧定年年齢から15年を減じた年齢から旧定年年齢に達する日までとし、割増率についても、旧定 年年齢から退職時の年齢を引いて得た数が1の場合は3%とする。(所則第19項)

<令和5年3月31日までの制度及び定年年齢が引き上がらなかった職員に係る制度>



○ 定年退職者と早期退職者とのバランス、総人件費、必要性等を考慮し、定年目前の者まで割増の対象とするのは不適当なため、定年1年前で退職した場合は2%の加算措置を講じ、定年から6月前に退職した場合は加算措置の対象外としている。

<定年年齢の引上げに伴う当分の間の措置(附則第19項)>



- 定年年齢が旧定年年齢を超えている場合、旧定年年齢1年前の期間が、定年年齢が引き上がることにより定年目前でなくなるため、旧定年年齢から1年前で退職した場合は3%の加算措置を講じている。
- ④ 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合、若しくは公務上死傷病による退職で、旧定年年齢から15年を減じた年齢から旧定年年齢に達する日までに退職した場合の割増率は、旧定年年齢と退職時年齢との差に相当する年数1年につき3%の加算とする。(附則第20、21項)
- ⑤ 当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合、若しくは公務上死傷病による退職で、旧定年年齢に達した日以降定年年齢に達する6月前までに退職した場合の割増率は、退職までの年数によらず一律2%とする。(附則第22項)

退職事由別提出書類一覧表

退職事由 提出並びに添付書類	自己都合任期間満了 定	応募認定	整理	傷 病	死 亡	
退職報告書兼退職手当請求書(様式第2号)	0	0	0	0	0	
在職中の履歴書 (様式第5号)	0	0	0	0	0	
適用給料表等報告書(特別職を除く。) (様式第5号の2)	0	0	0	0	0	
退職所得の受給に関する申告書	0	0	0	0		
個人番号報告書(様式第6号)					注1〇	
給料異動届(退職時に特別昇給等のあった場合) (別記第2号様式)	注2〇	注2〇	注2〇	注2〇	注2〇	
新旧職制設置条例又は規則の写 (職制改廃のとき) 新旧定数条例の写 (定数改廃のとき) 予算書及び会議録の写 (予算減少のとき)			0			
戸籍謄本					0	
【遺族が配偶者以外】 生計関係申立書(様式第7号) 住民票の謄本 総代者選任届[同順位が二人以上の場合] (様式第8号)					注2〇	
応募認定退職の記録 (様式第9号)		0				
医師の診断書 (厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級の疾病かどうかの意見を具体的に付すこと。)				0		
公務災害認定通知書の写 (通勤災害死亡は除く。)				注2〇	注2〇	

- 注1 各所属所の特定個人情報取扱規程による利用事務としての取扱いをお願いします。
- 注2 必要に応じ添付する。
 - ※ 様式は組合ホームページ https://aomori-taite.jpからダウンロードできます。

様式第2号(第3条、第6条関係) 該退職者の職に係る定 退職報告書兼退職手当請求書(記載例) 年年齢を記載すること。 所属所コード 共済区分 定年 職 名 課長補佐 6 1歳 年 1 2 0 1 2 3 5 ふりがな あおもり はなこ (昭 和) 38年 10月 10日 生年月日 青森 花子 氏 平 成 (満 61 歳) 退 (1)自己都合 7 公務外傷病 2 任用期間満了 8 公務外死亡 9 公務上傷病 3 任期満了(特別職) 退職手当条例上、勤続期間 職 20 任 期 満 了(一般職) 10 公務上死亡 が通算される退職は、転出。 退職事由 21 応募認定 11 転 (該当番号を (転出·退職派遣先: 5 定 年 これらの給料月額に 6 整 理 13 そ の 他(令和5年3月31日時点にお は、給料の調整額、 ※退職時の満年齢が60歳以上の場合は記入すること ける当該退職者の職に係る定 教職調整額及び管理 年年齢を記載すること。 ・ 当該退職者の旧定年年齢 (60歳) 監督職勤務上限年齡 ・(自己都合退職の場合のみ記入)当該退職に係る退職者の非違の有無 □有 · ☑無 調整額を含む。 退 職 275,700円 退職年月日 令和6年 10月 31日 給料月額 特定減額前 特定減額日 393,800円 令和6年 3月 31日 給料月額 条例第6条の5第1項の規定に該当する退職の場合の扶養手当額 円 記載した特定減額前給料月額が減 月10日 上記のとおり退職したので報告いたします。 額された日の前日(=特定減額前 ・特定減額(平成18年4月1日~退職 長 殿 給料月額を受けていた最後の日) 公 日までにおいて、給料月額の減額改定 を記載すること。 村 長 以外の理由(降格、給料表間異動、調 吉 田 豊 EΠ 務組合管理者 整額が外れたこと、役職定年、60歳超 給料7割措置等)で、給料月額が減額 職手当を支給されるよう関係書類を添え請求いたします。 されたこと) により、自団体の在職期 間中に退職時給料月額を上回る給料月 長 殿 額がある場合、そのうち最も高い給料 青森 花子 月額を記載すること。 氏名 (7030-0812)特定減額がない場合は空欄とすること。 現住所 青森市堤町2丁目1番1号 当 死亡した職員との ・現住所は、郵便物が届く(退職後約1 続柄及び氏名 請 か月間) 住所を記載すること。 死亡退職の場合でも退職者氏名・現住 見住所 所欄は記載すること。 あてはまるものにOをすること。 ◎振込先。 青森 (銀行)金庫·農協·組合 十和田 支店 普通預金 口座No. 1234567 名義人(カタカナ) アオモリ ハナコ 転出、その他の事由により退職手当が支給にならない場合は、退 ◎記載上の注意事項 必ず記載すること。 2 年齢は退職年月日現在の満年齢

> 旧定年年齢とは、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行日前にお ける当該退職者の職に係る定年年齢(同日以降に新たに設置された職等の場合は、当該職が同日

の前日に設置されていたものとした場合における定年年齢)をいう。

退職時の職名を記載すること。

退職日時点における当

履 歴 書 (記載例) 所属所コード 共済区分 番 号 2 2 3 4 5 1 ふりがな 昭和38年10月10日 □男 あおもり はなこ 生年月日 別 ☑女 改 姓 氏 名 青森 花子 旧氏名 年 月 日 年 月 日 給 料 月 額 年 月 日 事 項 発 令 庁 級 号 給 金 額 青森県市町村職員退職手当組合職員に採 S60. 4. 1 用する。主事に補する。 行政職給料表5級3号給を給する。 107, 500 3 中 内 容 略 間 H 8. 2.13 地方公務員法の育児休業等に関する法律 第2条第1項の規定により育児休業を承 認する。 育児休業期間 組合加入年月日、退職年月日、給料月額及び除 平成8年2月13日~平成8年8月31日 算対象期間に係る発令は全て記載すること。 H 8. 9. 1 地方公務員法の育児休業等に関する法律 第10条第1項の規定により育児休業短 時間勤務週24時間35分を承認する。 育児短時間勤務の期間 平成8年9月1日~平成9年8月31日 省 間 内 容 略 中 113H31. 4. 1 行政職給料表3級113号給を給する。 3 350, 000 R 2. 4. 1 財政課長補佐に昇任させる。 4 59 363, 500 行政職給料表4級59号給を給する。 R 3. 4. 1 総務課副参事に昇任させる。 行政職給料表5級51号給を給する。 5 5 1 374, 600 特定減額前給料月額 R 5. 4. 1 総務課長に昇任させる。 行政職給料表6級42号給を給する 4 2 393, 800 R 6. 4. 1 地方公務員法第28条の2第1項の規定 役職定年制により降任となる場合は降任後の級・号給も記 載すること。(調整額の加算の対象となる場合があるため) により総務課長補佐に降任させる。 特定減額前給料 月額が減額され 行政職給料表4級59号給を給する。 4 59 363, 500 た日(R6.3.31 が ○○職員の給与に関する条例附則第○項 特定減額日前日 退職時給料月額(管 となる) の規定により 275/700 円を給する。 275, 700 理監督職勤務上限 R 6.10.31 | 辞職を承認する。 年齢調整額を含む) 上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 6 年 11 月 10 日 職 名 六 戸 町 長 公

・履歴書は、任意の様式及び記載方法でも可。ただし、給料の調整額、教職調整額、管理監督職勤務上限 年齢調整額が支給されている場合はそれが分かるように記載すること。(調整額の名称や根拠となる規定 及び金額を記載する)

→履歴書から退職手当算定基礎給料月額が確認できるように記載する。

※記載例の場合、行政職給料表 4 給 59 号給の 7 割措置後の給料月額 254,500 円と管理監督職勤務上限年齢調整額 21,200 円の合計額 275,700 円が退職時給料月額となる。

様式第5号の2 (第6条関係)

・調整額の区分の高い順に10 年間分記載すること。

適用給料表等報告書(記載例)

※前歴がある場合、前歴期間の調整額については組合で確認するため、自団体の期間について調整額の区分の

六 戸 町

青森 花子

退職年月日

令和6年10月31日

高い順に記載すること。整額の区分の高い順に10年間の適用給料表

順位	適用給料表	級		整額区分		適		用	期	間		月数
1	行政職 (一)	6	第:	3 号	令和	5年	4月	1日から	令和 64	手 3月	31月	12月
2	IJ	5	第	4 号	令和	3年	4月	1日から	令和 54	手 3月	31月	24月
3	IJ	4	第	5 号	令和	6年	4月	1日から	令和 6年	手 10月	31日	7月
4	II	4	第	5 号	令和	2年	4月	1日から	令和 34	手 3月	31月	12月
5	"	3	第(6 号	平成2	7年	11月	1日から	令和 24	手 3月	31日	6 5月
6	調整額の区分が同	ーとな	る適用	期間な	が複数あ	年	月	日から	4	F 月	日	月
7	る場合は退職日に	近い順位	に記載	するこ	٤.	年	月	日から	4	F 月	日	月
	2	休		職	等		除	算	期	間		

育児休業及び育児短時間勤務期間 そ \mathcal{O} 他 期 間 除算区分 当該子の生年月日 期 除算区分 期 間 育休・育短 H7 年 12 月 18 日生 H8 年 2 月 13 日~ H8 年 8 月 31 日 休職・停職・専従・他 年 月 日~ 年 月 育休・(育短) H7年12月18日生 H8年9月 1日~ H9年 8月31日 休職・停職・専従・他 年 月 $_{
m H}\sim$ 年 月 日 年 月 ↑ 日生 年 ●月 育休・育短 日~ 月 日 休職・停職・専従・他 年 月 日~ 年 月 日 育休・育短 │ 該当する除算区分を○で囲み、当該子の生 月 日 休職・停職・専従・他 年 $_{
m H}\sim$ 年 月 日 月 年月日、期間を記載すること。 育休・育短 月 日休職・停職・専従・他 年 月 日~ 年 月 日

令和 6年 11月 10日

青森県市町村職員退職手当組合長 殿

市 町 村 長 六戸町長 一部事務組合管理者 吉田 豊

公 印

※ 処理欄

第 1 号 (59,550円)	第 2 号 (54, 150 円)	第 3 号 (43,350円)	第 4 号 (32,500円)	第 5 号 (27, 100円)	第 6 号 (21,700円)	第 7 号 (0円)	合 計	†
月	月	月	月	月	月	月		月

(備考)

◎記載上の注意事項

- 1 ①欄には、調整額の区分の高い順に10年間の適用給料表及び適用期間を記載すること。調整額の区分が同一となる適用期間が複数ある場合は、退職日に近い順に記載すること。
- 2 ②欄には、休職等除算期間を育児休業及び育児短時間勤務期間とその他期間に分けて記載すること。育児休業及び育児短時間勤務期間には、該当する除算区分を○で囲み、当該子の生年月日と期間を、その他期間には、該当する除算区分を○で囲み、その期間を記載すること。
- 3 ※印欄には、記載しないこと。

	青森	年 税務署長 殿 /	月 市町	村長 殿	6 年	分退	退職用	所得の受給	に関す	ナる	申告書	兼。退	職所得	申告	書
退職	所有	E 地 〒 030-08				人番号					f町ナタ-	大落瀬字前	i公抽 g		
手	夕.	称	, , , , , ,			しなし	ゝこと	= · /	青森		<u>- [] / [] / [</u> :郎	CHENK 1 III	71 26 0		
の支払者の	(氏	名) 育綵児	具市町村職」 ****				た	H 1 35 FI	13701						
者の	∐ 支	払者は「青森!	県市	,,儿鸡排	敞手当条 前歴期間				上北郡	3六月	町大字	犬落瀬字前	谷地8		
Г		「村職員退職∃ 」合」になりま			が歴期で			- ト 圏	合には、下			は記載する必			he
l	1	 	ا ع ا	6 年	3 月 3	1 8		展手当寺につい					4 月 3 月	1 日 31 日	年 37
l	なった	E年月日 			0 74 0		間			有	<u></u> 自	年	月	Н	年
l		<	投・障害の区	分>			95	特定役員等▲	助続期間	(#E)	至	年	月	Н	
A		(-,	投)・障害					うち 一般勤 との重複勤続		有	自		H		—————————————————————————————————————
l	② 退賠	成の区分等	· (,				無	至		期間は、 ト満の対		
l	2210		舌扶助の有無	>				うち 短期勤 との重複勤続		有無	至		ド心のり		
l		有	· (無)				うけ	> 短期勤続期	8189	有	自	+	Э	П	
싵							-1-/-			(#)	至	年	月	H	
	あなたが本年中に他にも退職手当等 特定役員等勤続期間は、勤続期間 どさい。														
		年中に支払を受けた 戦手当等についての		付け、.	上記と同	『じ期	間を	記載し、重	Ē ,		至	年	月	В	
	続期間		至				, t , [無」にOF	l) III	有無	自 至	年年	月 月	日日日	年
					ること。勤続期間		5年」	以上の場合	}	有	<u>土</u> 自	年		H H	年
		사건제 단 M: #L6+#000	有自	は、「魚	#」に0	印を	付け	ること。		無	至	年	月	В	h
В) 5	特定役員等勤続期間	無至		の場合 に〇印			が続期間に	ま	有無	自 至	年年	月 月	日日日	年
			<u></u>		1-0-1-			っち 全重復第	助続期間	有	自	年	月	В	年
						年		7 7 11	77/50/7111-4	無	至 自	年	月 月 月		年
	うち	短期勤続期間	有自	年 月			うち	短期勤続期	間	有無	至	年	月	日日	
			無 至	年 月	H			うち 一般勤 との重複勤続		有無	自	年	月	Е	年
┝	あた	たが前年以前4年内(その年に確定拠日	出年金法に基づい	く 老齢給付金	として古紀	合される				至 19 年内) に	年退職手当等の	月 おおを受けた	日	ろ場合
l		このC欄に記載してく		11中亚拉(Cas)	✓ CHMM11177										年
	⑥ 前年	三以前4年内(その年に	確定			G		くは⑤の勤続期間 と重複している		の勤 	自 至	年年	月 月	日日	平
C	拠出年	金法に基づく老齢給付金される一時金の支払を受	とし ける	年	月	日	(1)	うち 特定役員 期間との重複勤	員等勤続	有	自	年	月	В	年
		は、19 年内) の退職手当等 の勤続期間	等に 至	年	月	H	<u> </u>	うち 短期勤績		無有	至 自	年 年	月 月	<u> </u>	年
L								との重複勤続期	期間	無	至	年	月	В	
		はBの退職手当等につ このD欄に記載してく		うちに、前に支	払を受けた追	基職手当等	につい	ての勤続期間の全	部又は一部	が通算	章されている	場合には、そ	の通算された	こ勤続期間	等につ
	8 A0	退職手当等についての動	防続 自 第五	年 月		年〔		は⑤の勤続期間続期間だけからな			自	年	月	Ħ	年
		ついての勤続期間		年 月 年 月		年					至 自	年年	月 月 月	日 日	年
	うち	特定役員等勤続期間	有 自 至	年 月		4-		うち 特定役員等	勤続期間	有無	至	年	月	B	4-
$ _{\mathbf{D}}$	うち	短期勤続期間	有 自 至	年 月 年 月		年		うち 短期勤続	期間	有無	自 至	年 年	月月	日日	年
	9 Bσ			年 月		年〔	D D			7111	自	年	月	В	年
		》に通算された前の退 のいての勤続期間	版手 至 至	年 月			⑦と	⑩の通算期間			至	年	月	Н	
	うち	特定役員等勤続期間	有自	年 月		年	(#)	うち <i>①と①の</i> :	通算期間		自	年	月日	В	年
			無 至 有 自	年 月 年 月		年	\odot				至 自	年	月 月 月	日日	年
		短期勤続期間	無至	年 月	日			うち ®と⊜の: 	通算期間		至	年	月	H	
		はCの退職手当等がある 退職 手 当 等 の 支 払 を 受 け る こ と	収入金		てください。 泉 収 税 額	特別		収税額	支払け	をた	退職	专 ‡	ム者 の 戸	所 在 地	
	区分	となった年月日	(円)	徵	収税額(円)	市町村(円		道府県民税 (円)	支受年	た 日	: の 区分 一般	~(首	三所)・名称	(氏名)	
E	一般 P 特定								•	•	障害				
	2 役員	1							•	<u>.</u>	障害				
	短期 C								•	<u>.</u>	障害一般				
		' '							•	-	障害				

応募認定退職の記録(記載例)

氏	名	青森太!		生	年	月	日	昭和4	40年	1 0月1(
		 課 長 別上、通算された前 当該始期を記載す		引が	料。	月	額			800	
		昭和62年4月			散 年	月	日	令和	泊6年	3月31	日
勤続期	間	3 7 年	0月	旧为	定 年	年	齢			6 0	歳
募集の目	的	 条例第8条の 条例第8条の 					け	る当該	返 職	3 1 日時 者の職に トること。	係る定
募集人	数	5名 🗕			が実数 告干名			はする: : 可。	こと。		
募 集 期	間	令和5年10	月	1 目	,	~	令	和5年	11)	月30日	
退職すべ 年 月	き 日	令和6年 3	月 3	1 日							
応募年月	日	令和5年11	月	1 日							
認定年月	日	令和5年12	月	1 日							
参 考 事	項										
任命権者の	の職	名・氏名及び印	六	戸町	長	吉	田		豊	公印	

◎記載上の注意事項

旧定年年齢とは、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行日前における当該退職者の職に係る定年年齢(同日以降に新たに設置された職等の場合は、当該職が同日の前日に設置されていたものとした場合における定年年齢)をいう。

診 断 書(見本)

住 所 北津軽郡鶴田町みどり町3丁目3番地

氏 名 津 軽 花 子

生年月日 昭和50年 1月 1日

年 齢 満 48 歳

1 病 名 両下肢不全麻痺

上記疾患にて厚生年金保険法第47条第2項に規定する1級6号に該当する。

上記のとおり診断いたします。

令和 5 年 9月 1日

北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾2番地

つがる西北五広域連合

鶴 田 診 療 所

医師鶴田 一郎



厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する障害の状態

障害の程度		障害の状態							
	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの							
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの							
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの							
	4	両上肢のすべての指を欠くもの							
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの							
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの							
1	7	両下肢を足関節以上で欠くもの							
級	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有							
		するもの							
		前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前							
	9	各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる							
		程度のもの							
	1 0	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの							
	1 1	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号							
		と同程度以上と認められる程度のもの							
	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの							
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの							
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの							
	4	そしゃくの機能を欠くもの							
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの							
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの							
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの							
	8								
	9								
2	1 0	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの							
級	1 1	両下肢のすべての指を欠くもの							
	1 2	The part of the pa							
	1 3	一下肢を足関節以上で欠くもの							
	1 4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの							
	1 5	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前							
		各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常							
		生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの							
	1 6	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの							
	1 7	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号							
		と同程度以上と認められる程度のもの							

障害の程度		障害の状態						
	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの						
	2	両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じた						
		<i>€の</i>						
	3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの						
	4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの						
	5	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの						
	6	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの						
	7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの						
3	8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の						
		3指以上を失ったもの						
級	9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの						
	10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの						
	1 1	両下肢の10趾の用を廃したもの						
	1 2	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著し						
		い制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの						
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを						
		必要とする程度の障害を残すもの						
	1 4	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は						
		労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定						
		めるもの						

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節 (おや指にあっては指節間関節) に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節(第1趾にあっては趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。